

## 重要 地方公共団体の役割(総括)

## 重要 地方公共団体の役割(総括)(続き)

- 自らの意思による職業生活を好み、又はもともとする女性の個性と能力が十分に發揮されることが一番重要なこと
- このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ること
- 女性に対する採用、昇進等の機会の賃償的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活との両立に関しては、本人の意図が尊重されるべきこと

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)。
- 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)。
- 女性の活動に関する状況の把握、改善すべき事項についての分析  
〔参考〕状況把握に関する事項：①女性就労率(出生・死亡率)、②勤務性別年齢別構成比、③女性就業機会平等の実現度、分析を踏まえ、一定の目標や取組内容などを内容とする
- 上記の状況把握、分析を踏まえ、一定の目標や取組内容などを内容とする  
「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成度・努力義務)
- 女性の活動に関する情報の公表  
〔参考〕てどものうち、単職主が選択して公表
- 国は、事業主行動計画に附する指針を策定。
- 地方公共団体、民間事業主は右記の要領を実施。  
(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務)。
- 団は、優れた取組を行なう一般事業主の認定を行うこととする。
- 団は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集、提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組を行う「協議会」を組織することができるところとする(注意)。
- 原則、公布日施行(事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行)。
- 10年間の期限立法。

6

8

## 重要 地方公共団体の役割

### 1 推進計画の策定(法律上、作成は努力義務)(第6条)

- 各地域における女性の職業生活における活躍を進めための行政としての計画
- 基本方針を勘案し、地域の実情に応じ、相談体制、両立支援、職業教育の充実等の取組事項を記載
- 男女共同参画計画と一体のものとして策定して差し支えない。

### 2 協議会の設置(法律上、設置は任意)(第23条)

- 各地域における女性の活躍を地域ぐるみで応援するための協議会の場
- 地域における事業主団体や、NPO、労働組合その他の有識者の参加を想定
- 既存の同様の仕組みを活用して協議会に位置付けることも差し支えない。

### 3 特定事業主行動計画の策定(法律上、作成は義務)(第15条)

- 各自治体が事業主(雇用主)の立場として女性職員の活躍のために作成する計画
- 女性職員活躍の現状を所定の必須・任意目標項目等(法令規定)により把握・分析し、その結果を踏まえ、それぞれの自治体の実情に応じた数値目標を含んだ行動計画を作成
- 地域企業の模範となる計画を作成を期待

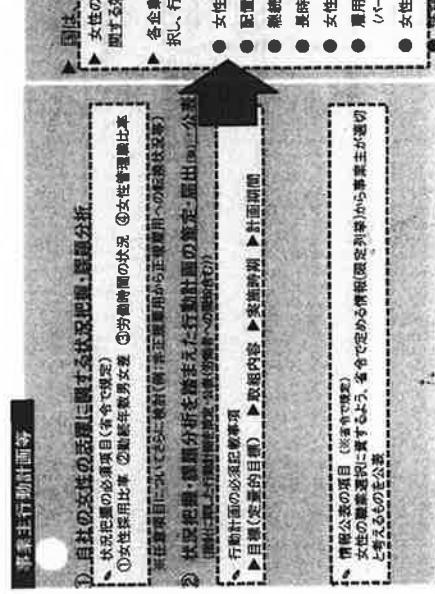
※ 特定事業主については、行動計画の届出は不要

## 4 女性の職業選択に資する情報の公表(法律上、公表は義務)(第17条)

特定事業主は、女性の職業選択に資する情報(法令規定)を定期的に公表

- ※ 1~4について、それぞれ主担当部局を定め、関係部局が連携して取り組む必要(男女共同参画担当・人事担当等)  
※ 都道府県においては管内市町村の取組も促進していく必要

## 行動計画策定等のイメージ



7

9